

市営住宅消防用設備保守点検業務仕様書

1. 業務内容

- (1) 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防設備等の点検業務
- (2) 点検内容は、平成16年消防庁告示第9号に基づく消防用設備の機器点検及び総合点検のほか、消防用設備が法令の定める基準に適合しているか否かの点検とする。
- (3) 法令に基づき、定期点検の結果について報告書を作成し速やかに担当課へ住宅ごとに2部ずつ（消防署提出用、建築住宅課用）提出すること。

2. 点検時期及び点検回数

総合点検（年次点検） 1回（点検予定月 8～9月頃）

（ただし、総合点検時に合わせて機器点検を実施すること。）

機器点検（6ヶ月点検） 1回（点検予定月 2～3月頃）

※実施日は、事前に担当者と日程調整を行い、原則、土曜又は日曜とすること。

※入居者と実施日等の調整を行うこと。

3. 対象物件

市内市営住宅（別紙市内対象住宅消防用設備等一覧参照）

4. その他

- ・本業務に当たっては、消防法第17条の6に規定する消防設備士免状の交付を受けている者または消防法施行規則第31条の6に規定する消防設備点検資格者を従事させること。
- ・業務の実施に当たっては、入居者等に対し、安全対策を充分に行い、労務災害等が発生しないよう注意すること。
- ・業務中に発生した損害（住宅等に対し、損害を与えた場合も含む。）は、受託者が一切を負担すること。
- ・業務が完了したときは、完了の報告を速やかに行うこと。
- ・受託者が不都合な行為を行ったときは、いつでも契約を解除されても異議を申し立てないこと。
- ・点検結果において補修、改修、部品取替等が必要と判断したときは、原因を調査し、状況報告後に別途見積書等を提出すること。